

●地域支援事業

地域支援事業は、認定審査で「非該当（自立）」と判定された人や、地域のすべての高齢者を対象に、これからも元気で介護が必要とならないためのさまざまなサービスを提供する事業です。

地域支援事業の介護予防サービスには、対象者ごとに一般高齢者向けのサービスと特定高齢者向けのサービスがあります。

<一般高齢者向けのサービス>（介護予防一般高齢者施策）

地域のすべての高齢者を対象としたサービスです。これからも元気でいるための保健・医療・福祉のサービス、地域住民による自主的ボランティア活動や地域の催しものなど広く身近な情報を提供し、高齢者の様々な相談にのります。

<特定高齢者向けのサービス>（介護予防特定高齢者施策）

※特定高齢者とは…

基本的な検診などをもとに地域包括支援センターが選んだ、要支援・要介護状態になる可能性が他の高齢者に比べ高いと考えられる方々です。

このサービスでは、まず利用者が地域包括支援センターの職員と一緒に介護予防の目標などの計画をたて、次に目標の達成を目指してサービスを利用していきます。

* 提供される主な介護予防サービス *

・運動器の機能向上

ストレッチ 筋力トレーニング 有酸素運動 バランストレーニング

上記の運動指導や運動に関する相談の受けつけ など

・栄養改善

栄養相談 栄養教育

栄養改善のための食べ方、調理方法、食材購入方法など

・口腔ケア

口腔機能向上訓練（味覚障害、気道感染予防法など） 口腔、義歯清掃法の指導

口腔粘膜の清掃法の指導 摂食やえん下機能の訓練指導 など

・閉じこもり、うつ、認知症の予防支援

うつや認知症の治療の必要性および受診勧奨

運動機能向上事業や栄養改善事業などへの参加呼びかけ など